

④ 1台の路上駐車場で除雪効率が大ダウン

路上駐車車の車両があると、その周辺は除雪が出来なくなり、作業が大幅に遅れます。



また、雪をかぶった駐車車両は、発見が遅れて事故につながることがあります。路上駐車は絶対にやめてください。

⑤ 鉄板などを置かないで

道路と車庫などの段差に置いている車両出入りのための鉄板などは、雪で見えなくなるのと除雪の際の事故につながります。冬期間は、撤去してください。



⑥ 雪押し場の提供にご協力ください

道路脇に雪がたまると、道路が狭くなってしまいますため、た

まった雪を押し場所が必要になります。雪を押し場所が多いほど道路の幅が広くなりますので、利用可能な空き地を持っていて、雪押し場に提供して下さる場合は、土木課へお知らせください。

⑦ 河川に雪を捨てると洪水の危険

河川に大量の雪を捨てると、水をせき止めて洪水を起こす可能性があります。大変危険です。排雪は決められた場所(4、5ページに掲載)をお願いします。



⑧ 防火水槽・消火栓周りの除雪にご協力ください

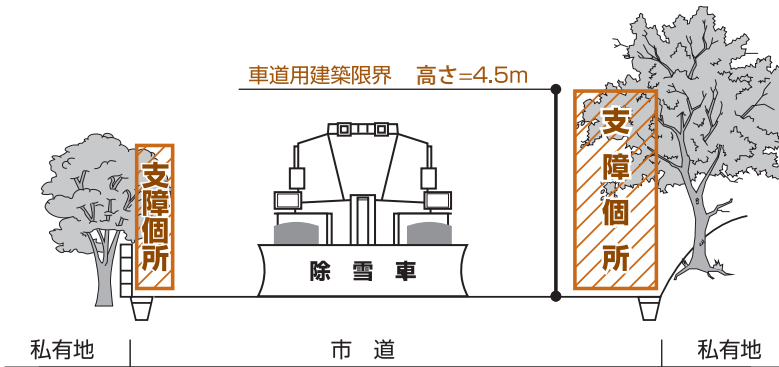
消火栓や防火水槽は、皆さんの生命や財産を火災から守る大切な施設です。これらが雪で埋もれると、火災のときにすぐに使用出来ない恐れがありますので、お近くの消火栓周りの除雪にご協力ください。

また、消火栓の破損などを発見された場合は、消防署にご連絡ください。
消防本部警防課 ☎43-4151

⑨ 道路に出ている樹木の枝切りをお願いします

道路にはみ出ている樹木の枝などは、通行の妨げになるばかりで無く、除雪作業の支障となります。

除雪の際には、道路の全幅と高さ4・5mまでを確保する必要がありますので、降雪前にご自分の樹木の確認と支障個所の枝切りをお願いします。



除雪作業を支援します

間口の除雪支援事業

間口(道路に面した出入り口部分)の除雪は、各家庭で対応していただいておりますが、高齢者や障害者など、自力での対応が困難な世帯もあります。

こうした世帯の間口除雪を各町内のボランティア活動で行っていただき、市が各町内に助成する制度が「間口除雪支援事業」です。

昨年度は、26町内がこの事業を行いました。今年度は、35町内で実施します。



申問 長寿支援課高齢者福祉係 ☎43-7056

ボランティア保険への加入補助

町内会や自治会で、除雪や雪下ろしなどのボランティア活動を実施する場合、危険が伴う作業をするかた(5人までの保険料を市で負担します。

申問 総務課総務係 ☎43-7025

高齢者向けの除雪サービス

65歳以上の単身や高齢者のみの市民税非課税世帯で、除雪援助が必要と判断されるかたを対象に、自宅の出入り口から公道までの除雪作業を支援します。費用は30分50円です。

※屋根の雪下ろし、雪捨ては行いません。

申問 長寿支援課高齢者福祉係 ☎43-7056

除雪ボランティア・除雪機の貸し出し

除雪作業が困難な障害者や高齢者宅に、除雪ボランティアを派遣します。

また、町内会やPTAなどが集団で除雪をするときに、除雪機を貸し出します。



申問 社会福祉協議会 ☎42-8101